○建築基準法

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・建築基準法の一部を改正する法律（平成二六・六・四法五四）

本則（平成二八・六・一施行）

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二七・六・二四法五五）附則八条（平成二八・六・三施行）

第一二条①（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。）は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の調査（当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、当該建築物の建築設備についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

（報告、検査等）

②国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物を除く。）の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該建築物の敷地及び構造について、一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

③昇降機及び第六条第一項第一号に掲げる建築物その他第一項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に検査（当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

④国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）の昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に検査（当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

第一二条の二・第一二条の三（改正により追加）

（工作物への準用）

第八八条①煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これら類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）及び第六条の四（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第六条から第七条の二（第三項を除く。）、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条の二、第十八条（第四項から第十一項まで及び第十四項を除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条、避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第一項については、同項に規定する建築物外の認証型式部材に係る部分に限る。）、第八十八条（第一項の政令で定める基準に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項及び第三十五条（昇降機に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで及び第十八条、第二十四項の規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

②（略）

③第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十三条、第十五条の二並びに第八条第一項及び第二十五項の規定は、第六十六条に規定する工作物について準用する。

④（略）

第一〇六条①（柱書略）

新一・二（改正により追加）

一・二（略、改正後の二・三）

②（略）

若しくは二級建築士又は前項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

⑤―⑨（略）

別表第一（第二十七条、第四十八条、第六十八条の三関係）

用途地域等内の建築物の制限

| | | |